

○細川委員

それでは次に、最低賃金法の改正案について伺ってまいります。

まず、最低賃金決定の基準について伺いたいと思います。

最低賃金の水準についてでございますが、我が国の現状は、全国加重平均で時間当たり六百七十三円、最低の地域で六十円というところになっております。いろいろところで既に指摘もされておりますとおり、先進国でも最低のレベルということになっております。今まで六百十一円ということでは低かったアメリカ、これも二年後には八百六十円に引き上げられるということになっております。イギリスは千九百九十円、フランスは千二百三十八円、優に千円を超えております。これを見るだけでも、我が国の最低賃金は国際標準に近づけるべきだというのが結論になるわけでございます。

したがって、この委員会でも議論をすべきことは、どういふ案であれば、ある程度の最低賃金の引き上げにつながるかということが大変重要でございます。民主党としては、全国平均で千円を目指すという政策を出しております。これは、この法案に対して与党の皆さんがどういふふうにお考えになるかわかりませんが、一部では、余りにも高過ぎる、非常識だという意見も私は聞いております。しかし、もともとフランスやイギリスなんかはもう優に千円を超えているわけですから、仮に千円で年間二千時間働いたとしても、年収は二百万円にしかならない、決して私は大きい数字ではないというふうにお感じしております。

政府から提案されました今回の改正案、中でも最も大事なのが九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」、これが入ったところでございます。生計費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性を配慮する、ここでありまして、今まではどうだったかというところ、現行法第三十二条、最賃は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して決定し

なければならぬ、こういうふうになされておりました。この規定は改正案の九条一項に引き継がれておりますけれども、この二項と、それから先ほど指摘をいたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はまず伺ってまいりたいと思っております。

最低賃金の決定基準は以前から三つありまして、一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の賃金支払い能力、この三つの要素になっておりました。今回は、「地域における」という限定をつけておりますけれども、この三つの要素は原則変更はないわけでございます。

そこでお伺いをいたしますけれども、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。それとも、この三つのうち一つはもっと重要性があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというのがあるのか。これについてまず伺いたいと思っております。

○青木政府参考人 地域別最低賃金についての委員の御質問でございますが、委員のおっしゃるように、三つの要素で決定されるということになっていくわけですが、この三つの要素につきましても、軽重があるわけではなくて、いずれも地域別最低賃金の決定に当たって考慮されるべき要素であるというふうにお感じしております。

○細川委員 それでは、生活保護との比較についてお伺いをいたします。私は、憲法二十五条にも規定がありますように、労働者の最低限の生計費というのは、最低賃金のいわば下限でありまして、そしてまた一方で前提だということに思っております。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の生計費を上回る、これは当然でありまして、今までは生活保護以下の最低賃金の決定があったとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最低生活を営む権利、こういう二十五条に違反するようないかなるというふうにお感じしております。

類似の労働者の賃金、それから通常の事業の支払い能力、この要素も、マクロに見て最低の生計費を上回って支払い得る根拠とはなっても、それを下回る基準ではないだろう、こういうふうにお感じいたします。

お伺いをいたしますが、労働者の生計費とは生活保護の水準を上回るべきだということに私は考えますが、法案の「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」というこの規定の意味は、少なくとも生活保護の水準を上回る、こういうふうにお感じしてよろしいでしょうか。

○青木政府参考人 今委員が御質問になりましたように、生活保護との関係でございますけれども、地方最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき三つの決定基準のうち、この生計費につきましては、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ということにおっしゃるとおりなっているわけでございますが、これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣意でございます。

○細川委員 それでは、その生活保護に係る施策との整合性ということについて、さらに進んでお聞きをいたしますが、生活保護との比較をするのか、その生活保護の何と比較をするのか、それが大変大事だということに思っております。

そこで、厚労省で作成をいたしました「生活保護と最低賃金の比較」というのがございまして、これには四種類の表があつて、事前に厚労省の方からお聞きをいたしましたところ、おおむね二の表が一つの基準となるということにございまして、それを参考にしながら質問をしたいと思っております。きょうは、委員の皆さん方にもお配りをいたしております。

この表は、生活保護の方については、都道府県の生活扶助基準人口加重平均フランス都道府県の住宅扶助実績値で見られるわけですが、最低賃金額は、これは最低賃金額に百七十六、これは一カ月の働く分でございますが、働く時数、そして〇・八六七、これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

かれた分、いわゆる可処分所得の額でございます。そこで、これを比較いたしますと、およそ十一都道府県で最低賃金額が生活保護を下回っていることになりまして、

そこでお尋ねをいたしますが、厚労省として、これら十一都道府県で修正を加える、九条三項です、つまり、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、これをクリアする、厚労省は考えているのではないかと、こういうふうにお感じいたしますけれども、これについていかがでしょうか。

○青木政府参考人 生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば、地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されておりました。対し、生活保護は市町村や六階級に区分してある。また、生活保護は、年齢や世帯構成によって基準額が異なるというふうなことがある。あるいは、生活保護では必要に応じた各種加算や住宅扶助、医療扶助などがある。そういったことをどういふふうにお感じされるのかという問題が、御指摘のようにございまして、

しかしながら、最低賃金は労働者の最低限度の生活を保障するものであります。モラルハザードの観点から、少なくとも、最低賃金が生活保護を下回っている場合には問題となるだろうというふうにお感じしております。

さらに、労働者に賃金を得る場合には、単に今生活保護を受けている場合よりも必要とする経費が増加するという観点からすれば、最低賃金の水準は生活保護を一定程度以上上回るものとするべきであるという考え方もあり得るというふうにお感じしております。

現在の最低賃金と生活保護の水準を見た場合に、衣食住という意味で、生活保護のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均値により住宅扶助を加えたものを手取り額で見ると、先ほどの図であります。その最低賃金が下回っている地域、これが十一地域ということにございまして、まずはそういうところから、生活保護との整合性を考慮の上、その逆転を解消する。そして、その上でさらに、最低賃金と生活

保護との整合性のあり方について考慮していくことが必要だというふうに考えております。今申し上げましたそういうふうな考え方、一つの考え方ではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、生活保護との整合性を具体的にどのように考慮するかということにつきましては、具体的な話になってまいりますので、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるべきものというふうに考えております。

○細川委員 いろいろお聞きをいたしましたけれども、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」という意味が、今聞いただけではちよつとよく私は理解できませんでした。

そこでもう一度お聞きをいたしますが、現在、最低賃金額が最も低い県、これは最低賃金額が六百十円の青森、岩手、秋田、沖縄、この四県のうち、生活保護の方が高いのはわずかに秋田県のみで、青森はほぼ同額、そのほかの二県は最低賃金の方が高い、こういうことになっております。逆に、生活保護の方が高い都道府県というのは、東京、神奈川、大阪、埼玉、千葉、京都、兵庫、広島、北海道、宮城、秋田、こういうことになっております。

そこでお聞きをいたしますが、ちよつと秋田を除きまして、すべて大都市を擁する都道府県、先ほど申し上げましたこの十一都道府県については、仮にこの基準にいたしますと、大都市を抱えた都道府県は生活保護の方が高いので、最低賃金は上がるだろう、こういうことではないかと思っておりますけれども、そういうことでよろしゅうございませうか。

○青木政府参考人 生活保護との整合性だけで最低賃金額を決定するわけではありませんが、これによってこれだけ上がらないという話ではないと思っております。

ただ、単純に、おっしゃるように、地域別最低賃金が、先ほどの基準で考えて、先ほどの方式、生活扶助基準、人口加重平均と都道府県の住宅扶

助実績値の合計と賃金の可処分所得ベースとを比べてみますと、生活保護を下回っているのは十一都道府県でございます。確かにそうでありまして、けれども、具体的な額、水準につきましては、これは考慮の一要素ということでありまして、地域における労働者の生計費及び賃金、それから通常の事業の資金支払い能力を考慮して、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものでございますので、それによって適切な引き上げがなされていくというふうに思っております。

さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政府の合意形成を図りまして、その合意を踏まえて、最低賃金の中期政策の一体運用を図って取り組んでいくというところでありますので、こういった成果として、生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げがなされるものというふうに考えております。

○細川委員 私が中心的に聞いているのは、今度の改正案で、今までの三つの要素にプラスして、生活保護の施策との整合性ということがプラスになったわけでしょう、そこが、だから、その関係で最賃がどういふふうになっていくかということに私は注目しているんですよ。これが大事なんですよ。そのほかは変わっていないんですから。いろいろなことを言われても、これは我々は理解できませんよ。大事なものは、この改正案で一体どうなっていくかですから。どういふふうに最賃が上がるかですから。

それでは、ちよつとお聞きしますよ。まず、では、沖縄県の最賃というのは今度の法改正案で上がるんですか。上がるとすれば、どれくらい上がるんですか。お聞きいたします。

○青木政府参考人 おしかりを受けるかもしれないけれども、地域別最低賃金の具体的な水準については、これは先ほど来申し上げておりますような諸要素を勘案して、適切に地方最低賃金審議会の審議を経て決定されるということになります

ので、具体的にどれくらい上がる、どのくらい上がるということは今直ちにはお答えできないわけですが、今御質問にありました、先ほど来申し上げております生活保護の生活扶助基準の一定の方式、それと地域別最低賃金の可処分所得ベースをとる場合においては、おっしゃるように、沖縄県においては最低賃金が生活保護を上回っているわけでございます。

したがって、この条件がまず、先ほど申し上げましたように、まずもってその観点の逆転を解消した上で、さらにその上で生活保護と最低賃金の整合性を考える必要があるというふうに先ほど申し上げましたように、そういった点を踏まえて、沖縄においても具体的な額が決まってくるというふうに思っております。

○細川委員 具体的な数字というのは出てきませんから、しつこく聞くようですね、毎年毎年一年一円とか二円とかそういうもの額が上がっていく、その攻防を毎年やっていると聞かれています。だけれども、そんなことじゃいかぬ、思い切った回復水準に上げなきゃいかぬじゃないか、もっと最低賃金を上げて、そしてワーキングプアなどが発生するようなことがないようにしなきゃいかぬじゃないか、そういうようなことも含めてこれを提案されたわけでしょう。

具体的に沖縄は、今六百十円だったらの程度になるかというくらいは、ある程度聞かせてくださいよ。

○青木政府参考人 何度も同じお答えで恐縮でございますけれども、具体的な額を定めるのは、地域の実情に応じて、それぞれの法律で定められた要素を具体的に勘案しながら地方の最低賃金審議会が決めるといふスキームになっていくわけでございます。その際に、どういう枠組みで物をご考えられているかが法律で決定基準として決められていて、まずもって、生活保護との整合性というものは少なくとも従来決定基準にさらに必要だろうというところで、明確化を今回するわけでございます

す。したがって、具体的な額についてどうだというのは、今直ちにお答えできないわけでありまして、少なくとも、そういった考え方に基づいて具体的な額が決まられるというふうに考えております。

○細川委員 今、沖縄は、最低賃金は六百十円ですね、六百十円。これが今度の法案、とりわけ生活保護との整合性ということで、どれくらい上がるか。これまでは一円とか二円の上があったり下がったりでしょう。それと同じことなんでしょうか。それとも、もつとぐと上がるんですか。十円単位ですか、百円単位ですか。ちよつとそこを聞かせてくださいよ。何かよくわからないんですよ、その御説明では。

○青木政府参考人 先ほど申し上げましたように、生活保護につきましては、さまざまな決定の仕方がございます。したがって、どれをとるかというところはこれからの議論だということに思っております。法律の枠組みとしては、生活保護との整合性をきちんととってくださいたいということだろ

うというふうに思っております。

少なくとも、先ほど来申し上げていますように、単身世帯の二類、二類の扶助基準と、それから住宅扶助、それといわば手取り額、そういったものを加えたものは、そこをスタートラインとして、少なくともそこをまずもって解消し、さらに、その上で生活保護との整合性をさらにどうするか、どのような水準に持っていくのかというの地方審議会が議論をしていただきたい。

少なくとも、参考にお知らせしますが、先ほど申し上げました、委員がお触れになっている十一都道府県分でありまして、これだけで逆転解消を機械的に算定いたしますと十一都道府県で四十九円、全国加重平均で二十五円の引き上げとなります。しかし、これが最低賃金の額の引き上げ水準ということではないというふうに思っております。

○細川委員 だから、先ほどの十一のところは大

都市を含む都道府県であって、それは生活保護の方が上なわけですね。最賃がずっと下だ。だから、これに合わせるように、生活保護に合わせるように高くなるというのはいかがでしょうか。では、そうじゃない沖繩はどうですかと聞いています。上がりますか、上がりませんかということですか。

○青木政府参考人 先ほど来申し上げておりますように、この法律上の枠組みは、生活保護との整合性をきちんと考慮して三つの要素を十分考慮した上で具体的な額を決めろという枠組みでございます。具体的な額の決め方としては、労使も交えた地方の最低賃金審議会で十分審議をした上で、地方の実情なども考えながら決定をして、しっかり遵守をしてもらいたい、こういうことになっていくわけでありまして。したがって、法律上、具体的な額が直ちに出てくるという枠組みになっていくものではございません。

したがって、今回お願いしております法律によつて、少なくとも生活保護との整合性との観点でいえば、最低限といえますが、まずもって十一都道府県については、これはまず解消されるでしょう、さらに、それでおしまいというわけではなくて、生活保護との水準というのはさまざまありますから、水準との整合性はさまざまありますので、それはこれから議論をして、何が適当かというものをきちんと、具体的な額を決めるに当たって十分審議をした上で決定がされるというふうに思っております。

○細川委員 何度聞いてもちよつとよくわからないですね。仕組みも今までと同じでしょう。仕組みは今までどおりですね、地方最低賃金審議会が決める。そして、その三つの要素も同じですね、最初から話しました三つの要素。今度プラスされた生活保護との整合性を加味して決めるというわけですね。

だから、いいですよ、十一の都道府県についてはわかるんです。生活保護の方が上ですから、それに最賃を合わせるというのは、上がりまますよ、

それが今言われた二十五円ですか。そうしたら、沖繩はその場合、今度は上がるんですか、生活保護を考慮して上がりまますかということをお願いしているんですよ。

今までの仕組みで具体的にやるからなかなか具体的なことは言えませんというんですけれども、生活保護より最賃の方がちよつと上だったり、あるいはそれが同じだったりしたら、生活保護を考慮して変わらないんじゃないんですか。今までもおりになるんじゃないですか。一円二円の……

○櫻田委員長 細川律夫君に申し上げます。申し合わせの時間が経過しておりますので、御協力願います。

○細川委員 ちよつと、今の質問だけ許してください。

今までもどおりの一円二円の値上げの問題になるんではないですかと私は聞いています。上がるんだつたら上がるとちゃんと言つてくださいますよ。もつと、どれくらい上がるか。沖繩の人も心配だと思えますよ。

○青木政府参考人 先ほど申し上げましたように、生活保護は年齢や世帯構成によって基準額も異なりますし、必要に応じた各種加算、住宅扶助や医療扶助や勤労控除とか、そういったものがあるわけですね。先ほど来お話がなされておりますのは、そのうちの若年単身世帯の生活扶助基準に住宅扶助の実績値のみをやった場合に十一だ、単純に機械的に比べると十一だということを申し上げているわけで、では何を比べるのか、少なくともそれは解消してもらわなくちゃいけないと思えますが、何を比べるというのは、さらにそれに乗っかってくるものが考え得るわけですね。それは具体的な額を決めるに当たって十分議論をしながら考えるべき話だというふうに思っております。

こういった仕組みは世界的にも、額を法定しているアメリカを除けば……

○櫻田委員長 答弁は簡潔にお願いします。

○青木政府参考人 労使で十分話をして額を具体的に決めていくというやり方がいわば世界の趨勢

でありますので、そういった枠組みに基づいて日本の最低賃金法もなっているということでございます。

○長妻委員 民主党の長妻昭でございます。本日も質問の機会をいただきました。ありがとうございます。

この労働三法の法案が出ておりますけれども、私自身は、国家として、国民の皆様方の最低限の生活というのとはどういふようなものなのか、これをきちっと定義して、最低限の生活は国家としてきちっと一律に保障する、こういう強い意思を持つことが国の信頼を高める基本だというふうに考えております。

ところが、今の現状の日本は、最低限の生活、国が保障する生活というのとはどういふものか、非常に分野分野ではらばららになっていて、整合がとれていない。きちっとした哲学がないというふうに私は考えているところでございます。

そういう意味では、大臣の哲学をお伺いしたいんですが、具体的には、最低賃金法の改正案が出ております。この生活保護との関係、あるいは国民年金の支給水準との関係、いろいろ、国が最低の保障をしなければいけない、こういう哲学がばらばらだと私は思っております。そういう意味では、今回の改正案は、最低賃金と生活保護あるいは国民年金との給付の関係というのとはどういふような設定をしているのか。具体的には、一般的な働き方をしたときに最低賃金が生活保護を下回らない、こういうような哲学があるのかどうかというところをお伺いいたします。御明言いただければ。

○柳澤国務大臣 最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者につきまして、賃金の最低額を保障することによって労働条件の改善を図ることを目的としたしております。

一方、近年、労働者の最低限度の生活を保障する観点から、生活保護との整合性の問題もいろいろなところで指摘を受けたところでございます。今度、このために、最低賃金法改正案におきましては、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するように、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定するということを法定させていただきました。

具体的な水準については、今長妻委員からは全国一律にということでございますけれども、実際問題として、最低賃金を構成する三つの要素のうち生活費というものがあつたわけですが、この生活費というのは、物価の水準、動向等も地域によってばらつきがありますことを考えますと、地方それぞれに最低賃金を決定することがよしとされております。私もそれが実情を反映しているものだ、このように考えておりますが、したがって、最低賃金の具体的水準については、地方最低賃金審議会における審議を経て決定される、こういうことになっているわけでございます。

そういうことで、今回、生活保護との関係というところをこの法律上明らかにいたしましたけれども、御指摘のように、最低賃金は生活保護を下回らない水準にするという趣旨で、具体的にもこのことを今後実現してまいりたい、このように考えております。

○山井委員

少し、最賃の質問をさせていただきます。

今回、第七条で最低賃金の減額の特例を設け、厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により最低賃金の効力の規定を適用するとしているが、厚生労働省令とは何を想定しているのか、武見副大臣、お願いします。

○武見副大臣 現行の最低賃金法は、障害により著しく労働能力の低い者等については、個別の許可によって最低賃金の適用を除外することができるといふふうにしてあります。

実際の運用においては、適用除外の許可を受けながらということ、極端に妥当性を欠く低賃金となることのないよう、例えば精神または身体の障害により著しく労働力の低い者については、支払う賃金額が、最低賃金額から、労働能率が低い割合に対応する金額を減じた額を下回ってはならないといった運用、すなわち減額措置という運用が行われてきております。これは、現行法においても、通達によってこうした運用が今も既に行われているわけでありませぬ。

そして、今般の改正によって法律上もこの減額措置となるものでありますけれども、支払うべき賃金の下限額については、現在の運用における取り扱いを変更するということではございません。現在の運用の実態を踏まえて省令を策定する、こういう考え方でござります。

なお、厚生労働省令で定める率の具体的内容については、例えば、精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者については、当該最低賃金の適用を受ける他の労働者のうち最下層の能力者と比較した被申請者の労働能率の割合とするといふふうにご考えておるところでござります。

○山井委員

それでは、ちょっと最賃の話をしたんですが、武見副大臣、地域別最低賃金の不払いに係る罰金額が五十万円に引き上げられましたか、これは労働者一人当たりに対する罰金額ですか、武見副大臣。

○武見副大臣 御指摘のとおりでございます。

○山井委員 特定最低賃金については今回の最賃法の罰則の適用ではないが、これはなぜですか。どのように労働者の保護を図るんですか。

○武見副大臣 最低賃金の一義的な役割ですね。これは、すべての労働者について賃金の最低限を保障するセーフティネットということでございます。その役割は、地域別の最低賃金が果たすべきものであるといふふうには考えておりまして、あくまでも一番基本的なセーフティネット、これは地域別の最低賃金という確認をまずしておきたいと思っております。

このため、今般の見直しにおきましては、地域別最低賃金について各地域ごとに決定することを義務づけるとともに、労働契約の内容を規制する強行的、直律的効力を付与した上で、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には最低賃金法の罰則を科す、このことによってこの履行を確保するということが五十万円ということが決められてきているわけです。

他方で、一定の事業または職業に適用される特定最低賃金については、関係労使のイニシアチブにより設定をされており、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完して、公正な賃金設定に資するものとしてセーフティネットとは別の役割を果たすといふふうに、私どもはどちらについては考えているわけです。その不払いにつきましては最低賃金法の罰則は適用しないといふふうにご考えてました。

ただ、他方で、特定最低賃金不払い、これは賃金の金額が違反となることで、実際、賃金の金額が違反に係る罰則として上限が三十万円、それが適用されるというふうになりました。こういった観点からの労働者の保護というものはきちんと行われていると考えてます。

○園田(康)委員

最低賃金法の質問をさ

せていただきます。

でも、まだこの最低賃金法の内容に入る以前の  
問題でありますので、この内容そのものにはきよ  
うは触れるつもりはありません。ちゃんとした、  
正常な形の中の審議に基づいてこの最低賃金法の  
中身の審議をさせていただきたいんですが、その  
内容に入る前に、先般、三月の二十二日でありま  
したでしょうか、政府の成長力底上げ戦略推進円  
卓会議、これについての大臣の御感想を少し伺っ  
ておきたいというふうに思うわけですが、このと  
きに、安倍総理が、三月十九日の参議院の予算委  
員会での我が党の質問に対しまして、円卓会議に  
ついてこのように述べておられます。

最低賃金について申し上げれば、近年、最低  
賃金制度が言わば生活保護と比べてもある意味  
セーフティネットとしての機能を十分に果た  
していません、こういう観点から見直しを行う  
ことにいたしましたわけでございます。

そしてさらに、我々としては、この成長力底  
上げ戦略を進めていくことによつて、将来、中  
小企業等々においても生産性を引き上げていく  
という中において、当然それに倣つてこの最低  
賃金も上がっていくような仕組みをつくつてい  
きたいという中において、円卓会議をつくつて、  
その議論を各地域における最低賃金の審議会に  
おける議論のこれは正にベースにしていきたい  
と、このように考えているところでございます。  
というふうに総理はおっしゃっておられるわけ  
あります。大臣、最低賃金は決定過程において  
どのようなふうになっていくんでしょうか。この円卓会  
議がベースになって、これに基づいてつくられる  
ものなんでしょうか。制度として、どうでしょう  
か。

○柳澤国務大臣 私は、最低賃金の決定というも  
のは、これまでの最低賃金審議会、これは中央の  
審議会、地方の、両方ありますが、これを通じて  
決定されていく、それはある意味で、諮問に対す  
る答申ですけれども、基本的にそれを尊重して、  
行政として決定をしていく、この仕組みは基本  
的  
に  
と  
い  
う  
か、全く変わらないというふうに御理解  
いただきたいと思います。

しからは、この底上げ戦略推進円卓会議とい  
うのはどういう位置づけかという、結局、そう  
いうことで、最低賃金の要素として、もちろん生  
活費もありますけれども、事業主の支払い能力とい  
うことも一つの要素にございます。

支払い能力というのは、結局どうして生まれて  
くるかといえは、これはやはり生産性の向上をす  
るによつて支払い能力の向上というものも図  
れるという意味でございます、ある意味で最低  
賃金を引き上げる環境を整備するとか、改善  
していくというか、そういうことの戦略あるいは  
施策というものを中長期的に考えていく、そうい  
う機関であるというふうに私としては理解をして  
おりますし、また委員にもぜひそのように理解を  
していただければ幸い、このように思っております。

○園田(康)委員 今回の制度で、中央最賃審議会  
と地方最賃審議会の枠組みは変わらない。そして、  
屋上屋のようなこの円卓会議なるものが、私はその  
ような印象を受けているわけでありまして、中  
も、しっかりとこういう政府全体の取り組み、中  
小企業の推進策というものもあわせて私には行つ必  
要があるというふうに考えておりますので、その  
ことも含めて、屋上屋だけでやっていくのではな  
くて、ちゃんと実質的な地域の中身の事態を把握  
しながら、それぞれにおいて引き上げていくとい  
う方向で頑張っていたいただきたいというふうに思っ  
ております。

○高橋委員

そこで、最低賃金の問題でお話をいたしますが、最初に大臣に簡単な質問をいたします。

今現在、最低賃金の全国平均額は六百七十円、月収に直すと十一万七千円何がし、年収で百四十一万五千円くらいになると思うんですけれども、この水準を低いと大臣はお考えでしょうか。ワーキングプアという言葉がござりますが、まさしくこの最賃に張りついた労働者の実態、貧しいと考えていらつしやいますか。見解を伺います。

○柳澤国務大臣 今委員が御指摘になられましたように、現行の地域別最低賃金の全国加重平均額は六百七十三円でございます。したがって、これを一日八時間として二十二日間働くというところで考えますと、十二万円足らずということになります。

この具体的な水準は、委員も御承知のとおり、公務使三者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されているものでございまして、そのこと自体については、私もどもとして審議会の御意向を尊重して決定させていただいておるとい立場で、このこと自体について云々することは、こうした枠組みの中では差し控えていただきたいと思っております。

○高橋委員 今、決め方の問題についてはこの後質問いたしますけれども、そこに逃げないでいただきたいんです。これで暮らせると思っているのかということ、大臣の率直な認識を伺いたいと思っております。数字の上の積み上げではなくて、実際として十二万円足らずで暮らしているのかということなんです。そのことを本にお答えをいただきたいと思っております。

○五年一月七日の最賃制度のあり方に関する研究会に提出された資料、「最低賃金制度の意義・役割について」によれば、第一条、目的の解説の中で、労働条件の改善とは、労基法で言える労働条件の向上という改善度合いの向上、これは現状より上回ることであって、水準が一定高くてもそれより上回れば向上と云う、しかし、改善とは現状が悪いことを前提としている、このように説明がされています。現状が悪いことが前提なんだということなんです。

同じ資料の中に、「ILO事務局長ジェラルド・スタール」世界の最低賃金制度」による整理の中で、最低賃金制度は「すべてのあるいはほとんどの労働者に、不当に低い賃金から保護する安全網を提供することによって、貧困の減少に適度に寄与する手段」と整理をされております。

あれこれの要素の前に、現状は極めて低いんだ、これをまじく改善するのだという立脚点に立つのかどうか問われていると思っております。もう一度お答えをお願いします。

○柳澤国務大臣 最低賃金というのは、今委員がお述べになりましたように、労働者の最低限度の生活を保障する、そういうセーフティーネットという役割を果たすことを当然期待されておる制度でございます。

そういうことで、今私が申し上げましたように、現在の水準というのは六百七十三円ということが全国加重平均額になっているわけでございますけれども、今回の改正においては、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである労働者の生計費について、生活保護に係る施策との整合性に配慮するということを明確にさせていただいておりました、このことを踏まえて、私どもとしては、最低賃金額をせき引き上げの方向でそれぞれの審議会からの答申もいたされるように、そういうことを願って、こうした法律の改正案を提出させていただいておるといことを御理解賜りたいと思っております。

○高橋委員 なかなか暮らしていけないというのを大臣のお言葉では言えないのだからと思うんです。ただ、今お話しされたように、生活保護よりも低いような状態を改善しようという点で、極めて低いということの認識であったのかと思っております。

確認をさせていただきます。それが違うというのであれば、後でまた答弁なさればいいかと思うんです。簡単なことではございません。最賃の決定者はだれかということなんです。

第十條には、厚労大臣または都道府県労働局長は、この主語になつて、決定しなければならぬというのが最後であります。また十七條には、「著しく不適当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることが出来る。」とあります。これは大臣に決定権限があるということを確認してよろしいでしょうか。

○柳澤国務大臣 結論的に申しますと、高橋委員が言われるとおりであります。

最低賃金については、原則として、一都道府県労働局長の管轄区域内のみに係る事案については都道府県労働局長が、それからまた、二以上の都道府県労働局長の管轄区域にわたる事案等については厚生労働大臣が決定することとされております。

都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不適当であると認めるときは、厚生労働大臣が都道府県労働局長に対してその改正等を命ずることが出来ることとされておりました、それと、中央及び地方の最低賃金審議会のお考えを尊重しながら、決定は、都道府県労働局長、あるいは場合により厚生労働大臣であるということが法律の規定するところでございます。

○高橋委員 基本的な権限の所在がはっきりしたかと思つて、ただ、改正や廃止の決定について、大臣が伝家の宝刀を抜いたことは一度もないということであつたので、私はやはり、今こういう議論を積み重ねている中で、そういうことだつてあるんだよということ、今抜けと言っているわけではありませんが、そういうことをきちんと念頭に置いて議論を進めていきたい、そういうふうに思っております。

そこで、生活保護との整合性について伺います。九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」といふふうに盛り込まれたわけでありまして、ここで、十一都道府県生活保護費を最低賃金に下回っているということが、この間議論をされてきました。そこで、政府が基準としている生計費というのは、(1)でいう生活扶助、(2)でいう食費、水光熱費、居住費、これらでございましょうか。

○青木政府参考人 生計費につきましては、各地方最低賃金審議会において、生活保護基準や生活保護水準の具体例と物価指数などから標準生計費だとか家計収支、可処分所得、消費支出などさまざまな資料を用いて審議が行われているところでありまして、

それで、生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば、地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されているのに対して、生活保護は市町村を六級に区分しておられます、生活保護は年齢や世帯構成によって基準額が異なる、あるいは生活保護では必要に応じた各種加算や住宅扶助、医療扶助などがある、これをどういふふうにご考慮するのかといった問題があります。

現在の最低賃金と生活保護の水準を見た場合に、衣食住という意味で、生活保護のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均値に住宅扶助実績値を加えたものを手取り額で見た最低賃金が下回っている地域が見られる。まずはそういったケースについて比較を、その整合性を考慮の上、逆転を解消し、その上でさらに最低賃金と生活保護との整合性のあり方について考慮していくことが一つの考え方ではないかというふうに思っております。

○高橋委員 級の区分の仕方が違うんですか、そういういろいろな違いがあることを乗り越えて生活保護との整合性を図るということを今回盛り込んだわけですから、基本的な考え方をきちんと整理していく必要があるのだから。

そこで、政府の出している資料というのは、最低賃金に対し、税や社会保険料を考慮した可処分所得として〇・八六七を掛ける、そういう数字を比較しているかと思つて、当然、生活保護であれば負担しなければならない、そのことを考慮していると思つて、そうすると、すべての都道府県が生活保護より下回るといふ資料が出てくるかと思つて、それは間違いありません。そして、その上で、最低でも、局長が言うところからスタートというときには、この〇・八六七を掛けた数字、これはすべての都道府県が下回っているんだ、その認識から出発するべきではないでしょうか。

○青木政府参考人 今委員がお触れになりました。すべての地域で下回るといってお話でございませぬ。これは、今申し上げましたように、生活保護の基準というものを、具体的にどういうものをもとにまえるかということも議論のあるところだろうと思ひます。

私が先ほど申し上げましたのは、少なくとも衣食住ということで、そこは生活扶助基準一類、二類と住宅扶助の実績値というところをいけば十一ということでありませぬけれども、今お触れになりましたのは、例えば住宅の扶助を実績値じゃなくして基準値で考えた場合にはそういうふうになるということだろうと思ひます。

したがって、生活保護という場合に、具体的にどこを基準にしてやるのかというのは、これから審議会において十分議論をして審議を経た上、具体的な水準に反映をさせていきたいというふうに思っております。

○高橋委員 少なくとも、考慮すべき重要な指標だと思ひませぬか。

○青木政府参考人 委員がお触れになりましたように、衣食住という意味で、住宅についても重要な指標だというのはおっしゃるとおりだと思ひます。

その額を、具体的にどれをとるかということについては議論があるところだろうというふうに思っております。

○高橋委員 先般、本委員会でも、生活保護世帯に対するリバースモーゲージの問題で私は質問させていただきましたことがございました。五百万円以上の資産を持つている受給者に対して、いわゆる資産を活用して融資に切りかえて保護を打ち切るということによって、生活保護費をこれまでもらっていた額の一・五倍の額を月々融資するというのが厚労省の考え方なんです。それは、生活保護受給者でなくれば、医療費扶助ですとかさまざまの保険料の負担がかかる。だからこれまでもらっていた額と同じ額では当然暮らしていけないのだ、水準は下がるのだという認識を厚労省が持っていたということなんです。

同じように、最低賃金も同じ額といって比較したらだめなんです。当然、扶助として転化されている部分をきちんと考慮する、税金や社会保険料の負担を考慮するということにならないう、そもそも話にならないということを強く指摘しておきたい。ここを今後の議論の中で必ず考慮していただきたいということを言っておきたいと思ひます。

そこで大臣に、そもそも生活保護制度そのものが、私にもう、人たるに値する制度となり得なくなってきた、このように思っております。老齢加算や母子加算など、これをプラスして初めて最低生活費とこれまでは整理をしてみました。それを、加算分を廃止して、つまり政府の解釈によって、最低生活費というのはこの程度よというふうな割りに込まれたんですね、この間の施策の変化によって。そういうふうにならなうてきた。こういう大変なところで、今老齢加算や母子加算廃止に反対して、私たちは人間裁判あるいは人権裁判と呼んでいますが、そういう闘いが今全国で行われているところでありませぬ。

その中身の議論はききようはしませぬけれども、問題は六月一日の本委員会です。野党が出席しないところで、とても気持ちが悪くなったのかかわりませぬが、生活保護費と最低賃金の逆転現象の解消を尋ねられたのに対し、大臣の答弁はこうです。生活保護との整合性という意味でモラルハザードが起こつてしまふ、遊んでいた方が高い手当が手に入るというふうなことがあつてはならぬ、こうおっしゃいました。

どういふことでしょうか。これはまるで、生活保護受給者がみんな税金をもらつて遊んでるんだ。

病氣や障害やさまざまな事情があつて働けない方、年金だけでは余りにも少ない方など、そういう事情があつて、その上で、すべての資産を調査し、それをすべて処分された上でなければ保護受給に至らない、そういう方たちが今の受給者なんです。そういう人たちは、遊んでもらつて、こういう認識でよろしいのでしょうか。撤回されますか。

○柳澤國務大臣 モラルハザードということが、逆転現象が存在すると生ずる、労働意欲を阻害するということがあるところ、議論があるところ、これを踏まえて、私、別に気を楽にしたからそういうことを申したのではなくて、わかりやすく言つたつもりですが、今こうして高橋委員に指摘をされてみますと、私の本意を必ずしも表現していないというふうな気がつきました。大変不明をおわびして、撤回します。

○高橋委員 撤回されましたので、確認をいたします。

産む機械じゃないですけれども、こういう考え方がすつと大臣の根っこにあつて、今の施策に反映しているのかなということが本當に問われてしまふので、しっかりと御認識は改めていただきたいと思ひます。

局長に簡単に確認をいたします。生活保護との整合性ということであると、理論上は、低い方に合わせることも条文上は可能になつてまいります。決してそうではないということを確認してよろしいですね。

○青木政府参考人 今般の改正において、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである労働者の生計費に關しまして、生活保護に係る施策との整合性に配慮するということを明確にすることとしておりますけれども、これは、もちろん、具体的な水準については、再々申し上げていきますように、三つの決定基準に基づいて地方の最低賃金審議会が地方の実情に応じて決定することになるわけでありませぬけれども、今回の改正の趣旨は、地域別最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨でございます。生活保護が引き下がつたからといって機械的に地域別最低賃金が引き下がるということにはならないというふうな考えをしております。

○高橋委員 よろしいです。

次に、最賃を引き上げれば中小企業への影響があるということが繰り返して答弁をされております。もともと国の中小企業対策が大変貧弱で、一般歳出の〇・三五%にとどまつてきています。本當に史上最高の利益を大企業は上げていて、経済成長しているという一方で、中小企業には全くそれが回つてこない。そういう中であつて、それを忘つてきた政府の責任を棚に上げて、こういうときだけ、中小企業が困るからという議論は、私は逆立ちだと思ひます。

何をもちつて中小企業に影響があると言ふのか、具体的な根拠を示してほしいと思ひます。

○青木政府参考人 中小企業に対する影響の問題ですが、我が国におきましては賃金の規模間格差が非常に大きゅうございませぬ。現金給与総額あるいは一時間当たりの所定内給与についても大きな格差が見られます。千人以上の事業所を一〇〇としますと、それぞれ、五人から二十九人の事業所では現金給与総額は五一・七、あるいは所定内給与は六七・八ということになつております。また、労働分配率を見ますと、資本金十億円以上の企業と比較しまして資本金一千万円未満の企業は、人件費の利益に占める割合が高くなつております。十億円以上が五四・九%、一千万円未満の企業が八五・八%ということでありませぬ。加えまして、労働分配率が、十億円以上の企業におきましては最近低下傾向にあるのに対して、資本金一千万円未満の企業においては高とまりして、このことについて、また、労働生産性については、やはり資本金十億円以上の企業が資本金規模一千万円未満の企業を大きく上回つております。

こういったことから、最低賃金の大幅な引き上げを急にするということは、特に中小企業にとっては労働コストにより企業経営が圧迫されて大きな影響を受けるといふふうに考えております。

○高橋委員 所定内給与との比較ですか、それから、今お話がありました分配率で比較をされると、確かに一定の格差がございませぬ。特に、今お話しされたように、利益のうち八五・八%が人件費にかかつていて、そういう中で、直に人件費を上げればそこに影響するだろうというのには容易に理解ができることではあるんです。

ただ、今、例えば厚労省が行つていて、事業所三十人未満あるいは製造業は百人未満の事業所を対象に行つて調査でも、未満率というふうなことが、最賃に達していない労働者の比率は一・二%、最賃を上げたときに影響を及ぼす率は一・四%にすぎない。実際は、圧倒的多くの中小企業は、やはり労働者がいなければ仕事成り立たないし、安い給料では逆に来てくれないうという点で一定の賃金を払つていてというのが実態だと思ひます。



すね。

労働政策研究・研修機構が平成十六年十一月に行った最低賃金に関するアンケート、これも同じく対象が三十人未満の企業であります。賃金がどのくらい最賃に張りついているかで見ると、正社員では二・四％、パートでも五・九％というところでありました。また、最賃が引き上げられたために新規雇用を抑制したのは四・二％にしかならずおりません。私は、重要な点と思うのは、地域別最賃が役立っているのかなという問いに対して二四・六％が役立っている。つまり、裏を返せば、七五％以上が役立っていない。その理由は、最低賃金が低過ぎて参考とすることがないから、こういうふうに答えているんですね。

ですから、最低賃金が、中小企業がみんな、かなり低くて、もう今にも上げればやっていけないんだというのは過大過ぎるのではないかと、もう少しこは冷静に見る必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○青木政府参考人 確かに、委員がお触れになった数字はそういうことだろうと思えます。しかし、それは全体で見るときにはそういうことでありませぬけれども、やはり、そうはいっても最低賃金のところの水準に張りついているところはあるわけでございます。そういったところの企業におきましては中小企業がやはり相当な痛手を受けるというところは、これもまた確かだろうと思えます。

それから、現行の最低賃金の水準で、最低賃金未滿の率は非常に低くございます。これは、最低賃金法違反は犯罪でありますので、きちんと守っていただかなければいけないというところが一つと、それと、やはり、最低賃金の改定についても、地方の最低賃金審議会であるいろいろな事情を勘案して、地方の実情に応じて引き上げているという事情もあるかというふうに思っております。そういう意味では、委員のお触れになりました調査の中においても、役立っているというのが相当数あるということでありまして、最低賃金がいわばセーフティネットとして、安全網として機能し

ているというふうに考えております。

さらに、今般は、罰則を引き上げましたり、あるいは生活保護との整合性を明確にするというようなことで、一層のセーフティネットとしての機能を果たすように改正をお願いしているということでございます。

○高橋委員 役立っていると答えている企業の理由は、パートやアルバイトの賃金を決める上で参考になるといふふうに答えております。ですから、この問題はまたパートやアルバイトの賃金が低く抑えられる別の役割も果たしているということを指摘しておかなければならないと思えます。

先ほど取り上げられました成長力底上げ戦略推進円卓会議、この問題について内閣府からもおいでをいただいております。成長力向上と最賃を一体のものとして取り組むということで、私は、その中で、例えば、下請取引の公正化ですとか、パインングパワーの取り締まり強化もしなくちゃいけないんですけど、貴重な立場、発言もされているなどは思うんですね。ただ、問題は、やはりこれは厚労省の所管である最賃審議会との関係なんですね。

資料の一を見ていただきたいと思います。

このスケジュールが六月ごろから立ち上がって、二回から三回やって、八月に最賃引き上げ等についての実施方針を出すんだと。地方最賃審議会の流れ、中央最賃審議会の流れを右に書いておきました。例年ですと七月下旬ごろに出される答申が、今回、国会で今こういう議論がされているので、一応待ちの姿勢になっている、若干おくれるというのを聞いております。そうすると、日程が完全にリンクをするんです。二枚目を見ますと、最低賃金の目安の提示ということが基本的スキームの中に書き込まれているんです。ということは、円卓会議は審議会が目安を出す前に何らかの方針を出すということでしょうか。

○山崎政府参考人 お答えいたします。御指摘の円卓会議でございますが、御指摘のように、成長力底上げ戦略に関しまして、有識者と

労使の代表の方々が集まって、まさに幅広い観点から意見をいただく、こういうものでございまして、その中で、中小企業の底上げ戦略ということ、中小企業の生産性と最低賃金、これに關しても議題に取り上げている、こういう状況でございます。

したがって、この円卓会議はあくまでも労使が幅広い観点から意見交換を行っていただくというものでございまして、この生産性向上と最低賃金、これに關しても、そういう形から基本的なものについて御意見をいただき、意見交換を行うというものでございます。これを一つ参考としていただいた上で、実際に具体的には、最低賃金の審議会に關しましては最低賃金審議会において議論されていく、このように理解している次第でございます。

○高橋委員 これは、結局、先ほど言ったのと同じように、屋上屋なんです。

中小企業団体中央会が昨年の十月に、制度的に、実質的引き下げも可能な制度とすることという決議を上げています。その決議を上げて中央会の会長が、円卓会議の中に入って、生産性が向上しなければ最賃を上げないといった、そういうふうな発言をされているんですね。

この円卓会議は政労使なんです、公労使ではないんです。そうすると、まず官邸が直結しているということ、労の立場が非常に弱くなるんですね。三つの要素と言いながら、どうしても企業の側に引張られる可能性があるんです。そういうときに、この微妙なスケジュールで最賃審議会に横やりを入れる、これまでのルールがゆがめられることになるんじゃないかということを指摘しなければなりません。

大臣、もう一言、答弁をお願いします。

○柳澤國務大臣 委員も賛成のようなお話を最初にいただいたので安心をして聞いておりましたのですが、急にまた論旨が厳しくなりました。ちょっと当惑きみなんですけれども、どうということかと申しますと、先ほども私が申

し上げたように、最低賃金の決定の仕組みは全く変わるものではないということでございます。しかし、実際に最低賃金を引き上げようとしたら、これは、生産性が上がったか、あるいは先ほど委員が指摘されたように、例えば親企業に対する、いわば商品の販売価格を引き上げるといふようなことがないと、實際上、最低賃金を引き上げた場合に、それを実行する段になると経営が非常に苦境に立つということも事実でございます。したがって、今、割と大きな企業については成績がいいわけですが、中小企業については成績が余り振るわないということの中で、いかにして我々は最低賃金を引き上げられる環境を整えるかということにいろいろと知恵を絞っているということでございます。これはあくまでもそういう意味の環境整備のための審議会をいただいております。場であるということも御理解を賜りたいのでございます。